

金沢文庫本『群書治要』経部鎌倉中期点の漢音 — 韻について —

佐々木 勇

一、はじめに

本稿は、佐々木勇「金沢文庫本『群書治要』経部鎌倉中期点の漢音 — 声母について —」（『新大國語』第三十号、二〇〇五年三月）と一連のものである。

紙幅の都合上、用例の掲出は最小限に留めた。詳しくは、既に公刊している『宮内庁書陵部蔵本群書治要経部語彙索引』（『古典籍索引叢書』10）一九九六年、汲古書院）をご覧頂きたい。

二、各韻の整理

声母について整理した右論文と同様に、韻ごとに帰納される音形が、長承本『蒙求』によって記述されている体系とどのようにに対応するかを、見ていくことにする。

なお、以下の記述では、上声・去声・入声韻は、対応する平声韻で代表させることを原則とする。また、㊦㊧㊨㊩㊪で、それぞれア段く才段の仮名を示すこととする。

(1) 通攝

中古音の東韻直音(ㄷ)と冬韻(ㄹ)は、秦音において、同韻とな

った。長承本『蒙求』では、それを反映して、すべて「㊦ウ」「㊦ク」となっている。この点は、金沢文庫本『群書治要』でも同様であり、例外がない。

東韻拗音乙(ㄷ)と鍾韻乙(ㄹ)の明母以外の唇音声母字は、秦音では唇音化の結果、合流した。ただし、金沢文庫本『群書治要』経部には、鍾韻乙への加點例は無い。東韻拗音乙における明母以外の唇音声母字は、非母「風フウ」以外は、入声字「覆フク」「腹フク」「服フク」である。長承本『蒙求』では、東韻拗音乙は「㊦ウ」と「㊦ウ」とが混在し、奉母「伏・鴿」は「フク」となっている。

唇音字以外の東韻拗音乙は、長承本『蒙求』では「㊦ウ・㊦ク」である。金沢文庫本『群書治要』でも、「㊦ク」となっている。例外は、「崇スウ」である。この牀母二等字「崇」は、長承本『蒙求』でも、「スウ」と加點されている。よって、「スウ」を「崇」の日本漢音とすべきであろう。

東韻甲は、長承本『蒙求』・金沢文庫本『群書治要』とも、「㊦ウ」「㊦ク」を基本とする。

例外は、心母字で、両資料に「スウ」が見られる。また、金沢文庫本『群書治要』では、日母に、「戎シロ」の例がある。この字は、

久遠寺藏『本朝文粹』でも、「シユ」と加點されている。しかし、『大慈恩寺三藏法師伝』院政期点および鎌倉期点には、「シウ」とあり、これは当韻の原則に合う。金沢文庫本『群書治要』・久遠寺藏『本朝文粹』の「シユ」は、清原教隆の個人的な表記法であろうか。

鍾韻乙(上)は、唇音字以外は、金沢文庫本『群書治要』においても、「供クキヨウ」などと合口表記されており、合口介母を保存していたらしい。

これに対して、鍾韻甲(上)は、中国秦音における合口介母の弱[化]を反映して、「聳シヨウ」「踊ヨウ」などと、合口介母は表記に反映されていない。

また、本資料の鍾韻甲類字には、「冢ウツ」(八六)「冢ウツ」(七〇五)の加點例がある。本資料には、「冢」に加點した例はこの二例のみであり、「チヨウ」の加點例は無い。同じく清原教隆加點の久遠寺藏『本朝文粹』でも、当該字に一例の仮名音注が存し、「青冢ウツ」(十二六九)とされる。あるいは、教隆は、「冢」の音を「テウ」と判断していたものであろうか。

(2) 江攝

江韻(下)は、長承本『蒙求』でも本資料でも、「ウ・ク」を原則とする。

例外となる本資料の「懸クク」は、吳音形が混入したものである。また、「数ソク」(音速)は、同音字注から作られた音であると判断される。長承本『蒙求』には、このような「人為的漢音」は見

られない。これは、字音直読資料と漢籍訓読資料とを比較した場合の相違点である。

(3) 止攝

秦音では、支・脂・之・微韻の各韻は、開音乙類・同甲類・合音乙類・同甲類において、合流した。

日本漢音は、これを反映し、長承本『蒙求』では、開音は「④」、合音は唇音声母字「ヒ」、齒音声母字「スイ」、舌音声母字「ツイ」、その他声母字「②キ」「キ」を原則とする。ただし、「唇牙喉音四等における合口性の弱化」のために、牙喉音に「キ」「イ」が見られる。

金沢文庫本『群書治要』においても、右の日本漢音の原則に一致する。甲類韻にも、「揆キ・維キ」の合口表記例が存する点も等しい。ただし、金沢文庫本『群書治要』においては、三等の合口字でありながら、「キ」とする左の二例がある。

虧キ (三二一) 籃キ (十七四)

鎌倉時代中期の加點であるため、直音化例であると見るべきであらうか。

(4) 遇攝

模韻は、「④」で記されるのが、日本漢音の原則であり、金沢文庫本『群書治要』もその通りである。

また、秦音では、模韻と侯韻明母字音が等しくなった。それを反映して、日本漢音の侯韻明母字は、「ボ」となっている。

金沢文庫本『群書治要』では、侯韻明母字の仮名書き例は、「磨ボ性ボ」(五二五)のみで、「ホ」とはなっていない。この語は、現

代の漢和辞典でも、「ユウボウ」と読まれている。また、「牡」には、「牡丹ボウタン」(三巻本『色葉字類抄』)の用例も存する。よって、当該字の特殊な事情が存するものかもしれない。

魚韻は、「㊦ヨ」となるのが、日本漢音の原則である。その中で、乙類歯音二等字には、「ソ」となる例が多い。

金沢文庫本『群書治要』も、右の日本漢音の原則に合う。ただし、この原則からはずれるものに、次の三例がある。

まず、魚韻乙類の「御カマ」(三446)。これは、当該例前行上欄反切(牙嫁反)によって加点了されたものである。

また、魚韻乙類歯音二等字の内、「阻シヨ(莊呂反)」(一487)

「鉏シヨ(仕但反)」(五16)が拗音形であるのも、右の原則から外れる。「ソ」とする他例には反切が無く、「シヨ」の二例には反切が付されている。その反切の影響で、拗音形となったものかもしれない。

次に、本資料の虞韻乙類は「㊦」とされ、日本漢音の原則に合う。しかし、「蕪スウ」(九72)のみ、「スウ」とされる。その理由は、不明である。現行の漢和辞典類にも、この「スウ」が「慣用音」とされる所以である。

なお、日本漢音では、尤韻乙類における明母以外の唇音字も、本韻と同じく、「㊦」となる。本資料でも、「否フ」「負フ」などの加用例が存する。

一方、虞韻甲類字には、「㊦ウ」が期待される。しかし、長承本『蒙求』においても、本資料においても、「㊦ウ・㊦ユ・㊦ウ」で揺れている。頭子音と合わせて、考察すべき問題であろう。

(5) 蟹攝

哈韻・泰韻開口字は、「㊦イ」を原則とする。それに外れる「荻カク」は、音符からの類推音であろう。

灰韻・泰韻合口字は、「㊦イ」「クワイ」を原則とする。これに合わない灰韻の「隊ツイ(直類反)」「傀キ(九駮反)」は、反切から導き出された音であろう。また、「碎スイ」は、「粹・萃・瘁・萃」などからの類推形であろう。

皆韻・佳韻開口字は、「㊦イ」で、例外がない。日本漢音では、佳韻開口字に、秦音における佳韻の麻韻への合流を反映し、「㊦」となる例が存することが指摘されている。しかし、本資料には、その例が無い。この点について、本資料は、そのような例が存する長承本『蒙求』・『文鏡秘府論』保延点・『大慈恩寺三藏法師伝』院政期点と比べて、規範的な加点がなされている、と言えよう。

次に、皆韻・夫韻合口字は、「㊦イ」「クワイ」で例外がない。また、佳韻合口字は、「畫クワ」の一例のみである。日本漢音では、秦音における佳韻の麻韻への合流を反映して、合口字の場合、大部分が麻韻化したらしい、と言われている。本資料の当該例も、これを裏づける。

祭韻甲類・麌韻・肴韻の開口字は、本資料において、すべて「㊦イ」で表記され、例外が無い。

麌韻合口は「㊦イ」、祭韻甲類・齋韻の合口は「㊦イ」で、これも、本資料内に、異例は無い。

(6) 臻攝

痕韻・魂韻は、全例「㊦ン」「㊦ツ」である。

臻韻・眞韻乙類・欣韻・眞韻甲類は、「㊦ン」「㊦ツ」を基本とする。これは、秦音で、臻韻・眞韻乙類・欣韻が同韻となったことを反映したものである。眞韻の甲乙類は、秦音では区別されているが、日本漢音では区別することがない。

眞韻乙類の「㊦キツ」は、上欄書き込み反切「為筆反」によって導かれた音形であろう。ただし、図書寮本『文鏡秘府論』保延点でも、「キツ」（地巻82）と加点されているため、日本漢音形として認めるべきものかもしれない。

欣韻「訖 コツ」は、吳音形だと判断される。これは、人名、「訖^ツモ」（五³²⁴）の例である。

眞韻甲類の「挫^ツ」（八487）は、「經・姪・埜・唾」などからの類推音であろうか。本資料当該箇所上欄にも、「挫（此字不審也）」の注がある。確かに、「不審」な例である。

諄韻乙類は、長承本『蒙求』には用例が少ないが、「殞 キン」「率 スキツ・リイ・シユ□」と合口表記が見られる。これに、本資料の「鈎クキン」「賞 キン」等の例を加えることによって、日本漢音でも諄韻乙類の合口性が保持されていたことを確認できる。ただし、「率 シユツ」は、長承本『蒙求』と同様に、合口を明示していない。歯音字においては、合口性を保つことが困難だったのである。

文韻は、興福寺蔵『大慈恩寺三藏法師伝』古点・『胎蔵界自行次第』天永点・『文鏡秘府論』保延点などに、「㊦キン」「キン」

「㊦キツ」と、拗音介母を表記した例が指摘されており、日本漢音で、表記が揺れた韻である。

しかし、本資料においては、「㊦ン」「㊦ツ」で統一されている。鎌倉時代に入って、整理された、と考えるべきであろうか。

なお、「絆 ホツ」の吳音形が、一例のみ有る。諄韻甲類も、日本漢音において、諸種の仮名表記が見られた類である。

ただし、この諄韻甲類音は、一般的には、「鎌倉期に入ると体系的に整備されて、カ・ワ行音「クキン」「キン」「クキツ」「キツ」、タ・サ・ラ行音「チン」「チツ」「シユン」「シユツ」「リツ」に漸次統合されて行く。」と言われている。

しかし、鎌倉時代中期加点の本資料には、「屯 チキン」「怱 ツキツ」「循 スキン」「恤 スキツ」（五例）の、後世には見られなくなる表記例を指摘できる。

これらが存する理由として、「前代のものの写点によって形として残った」と考えることもできる。確かに、後世まで諄韻舌歯音字に合拗音形の仮名加点が存する文献は、博士の加点資料に確かに多い。たとえば、博士の加点にかかる漢籍には、南北朝期の加点資料においても、諄韻舌歯音字に合拗音形の仮名加点が見られることが言われている。

しかし、諄韻舌歯音字に合拗音形の仮名加点が見られる資料は、博士加点資料ばかりではない。僧の作成と考えられる古辞書にも用例は存する。要するに、諄韻舌歯音字の合拗音形は、反切を引用し正式音注を加点しようとした資料に出現する。

漢籍訓読資料の規範性は、諄韻舌歯音字の合拗音形ばかりでなく、声調・音形の諸項目において指摘できる。よって、前代の表記が移

点によって保守されたことは事実であるとしても、それらの訓点を残そうとした背景に、鎌倉時代中期においてもなお、音体系として中国語原音に近く発音しようとする努力が続けられていたこと、を想定することは、可能である。

(7) 山攝

山韻開口・副韻開口字は、ともに、「㊦ン」「㊦ツ」で統一されている。「札セツ」(八88)は、「大^{サツ・セツ}札」の左に加点されたものである。これは、同巻32行目上欄の「札(側八反徐音截杜注左伝夫死曰^一)」に依るものかも知れない。

両韻合口字は、カ行音は「クワン」、その他は「㊦ン」「㊦ツ」であり、長承本『蒙求』と等しい。

元韻開口・仙韻開口乙類は、ともに、「㊦ン」「㊦ツ」である。

元韻合口は、唇音字「ハン・ハツ」、その他「クエン・クエツ・エン・エツ」となる。

その中、「鉞エツ」で、頭音が「エ」とされるのは、合口性が失われつつあったことを示すものであろうか。

また、「日ヤツ」も、例外となる。本資料に「ヤツ」は二例あり、清原教隆の訓点を伝える延文元年(一三五六)奥書本『古文孝経』鎌倉末期点にも、「傳^一日」(56行目)とされる。『古文孝経』諸本には、仁治二年(一一四二)点「傳^一日」(18行目)、建治三年(一一七七)点「傳^一日」(41行目)とあるなど、諸本に「キヤツ」「イヤツ」が見られる。また、高山寺藏清原本『論語』鎌倉初期点に「日キヤツ」(八41)および国会図書館蔵『佛母大孔雀明王経』元応三年(一一三二)点にも「キヤツ」の例を拾える。よって、本資料に見

られる「ヤツ」を、「日」の漢音として認めるべきであろう。

次に、仙韻合口乙類で、本資料に仮名書き例が存するのは、「變へん」のみである。仙韻合口乙類は、秦音において元韻合口と合流したが、唇音声母は重唇音であるため、「ハン」とはならない。

仙韻開口甲類と先韻開口字も、「㊦ン」「㊦ツ」である。「荐^{ソツ}セフ」は、誤写であろうか。

仙韻合口甲類と先韻合口も、「㊦ン」「㊦ツ」を基本とする。ただし、カ行には、「クエン」「クエツ」と「ケン」「ケツ」が混在している。牙喉音における四等介母の弱化を反映した結果であろう。

寒韻は、日本漢音の原則通り、「㊦ン」「㊦ツ」で、例外がない。桓韻合口は、カ行は「クワン・クワツ」、それ以外は「㊦ン」「㊦ツ」である。これも、他の日本漢音資料と等しい。

(8) 效攝

豪韻は、唇音「ホウ」、他は「㊦ウ」を基本とする。

その中であって、「逃^{トウ}タウ」と共に見られる「逃^{トウ}テウ」(七532)は、呉音形の混入例である。また、「煥^ウイウ」は、上欄書き込み音注「於喻反徐音憂」(六23上欄)に依った音であろう。

肴韻は、全例「㊦ウ」で、例外はない。

宵韻乙類・甲類および蕭韻は、全例「㊦ウ」である。これは、他の漢音資料と同様、秦音において、宵韻甲類と蕭韻とが合流したことを反映する。

(9) 果攝

本資料の歌韻(ㄷ)字は、長承本『蒙求』はじめ他の日本漢音資料

と同じく、全例「㉗」で写されている。

戈韻(ㄱ)の漢字は、唇音・舌音・齒音「㉗」、牙音・喉音「ク」で写されており、長承本『蒙求』などと等しい。

(10) 假攝

麻韻直音開口字は、「㉗」で、例外がない。

同合口字は、「クワ」である。

麻韻拗音開口字は、齒音声母字「シヤ」、喻母字「ヤ」を基本とする点、長承本『蒙求』と等しい。ただし、「嗟」に限り、「サ」とされる。この「嗟」字は、興福寺藏『大慈恩寺三藏法師伝』一〇八〇年頃点・一〇九九年点・一一一六年点および『文鏡秘府論』保延点(地巻79)でも、「サ」と加點されている。よって、日本漢音として、「サ」で定着していたものと考えられる。

(11) 宕攝

唐韻開口字は、「㉗ウ・㉗ク」で、例外がない。合口字は、「クワウ・クワク」となる。開口・合口とも、長承本『蒙求』と等しい。

陽韻開口乙類は、唇音「ハウ」、齒音二等字「サウ」、その他は「㉗ヤウ・ヤウ」を原則とする。

本資料では、齒音二等字「壯」に「シヤウ」と加點している。これは、ともに加點された反切「莊亮反」に依るものであるうか。興福寺藏『大慈恩寺三藏法師伝』一〇九九年点では、同字「壯」に、「サウ」と原則通りの音注がある。

陽韻合口乙類は、長承本『蒙求』では、合口を表記した「クキヤウ」の表記が見られる。本資料においては、「筐キヤウ」の加點例が一例存するのみである。本資料は鎌倉時代中期の加點であるため、

前代の「クキ」が「キ」とされたものであろう。

陽韻開口甲類は、「㉗ヤウ」「ヤウ」「㉗ヤク」「ヤク」が原則であること、長承本『蒙求』と等しい。

ただし、「削サク」が原則からはずれる。「削」は、興福寺藏『大慈恩寺三藏法師伝』古点でも「サク」とされる。よって、日本漢音として、「サク」で定着していたと考えるべきであらう。

(12) 梗攝

庚韻直音開口字は、「㉗ウ」「㉗ク」が原則である。

その中で、齒音声母字「書」に「セイ」と加點した二例が存する。本韻齒音字は、「セイ」「セキ」が本来の漢音であったとされることと符合する。

耕韻開口字も、「㉗ウ」「㉗ク」を原則とし、秦音で庚韻直音開口字と合流したことを反映する。「丁」字への「タイ」の加點は、不審である。

庚韻直音合口字と耕韻合口字も、秦音において同音に帰している。しかし、本資料では、庚韻直音合口字への仮名音注が無い¹⁷⁾ため、それを確認できない。耕韻合口字は、「クワク」が二例、「カウ」が一例である。その「カウ」は、「閔カウ」(九279)に見られる。いわゆる直音化例としては、これは早すぎる。また、音符の類推から「肱コウ」等の音を付したとしても合わない。不審例である。

庚韻拗音開口乙類は、「㉗エイ」「㉗キ」となる。同合口乙類は、「暎ケイ」「祭エイ」の二例のみである。長承本『蒙求』では、庚韻拗音開口乙類は、クエイ・エイと写されるため、「暎ケイ」は、合拗音の直音化例とならう。

清韻・青韻開口字は、「㊦イ」「㊦キ」で、異例がない。

清韻・青韻合口字も、「㊦イ」「㊦キ」である。これは、長承本『蒙求』はじめ、他の日本漢音資料においても等しい。ともに四等韻であり、拗音介母が弱化したためである。

(13) 流攝

侯韻は、「㊦ウ」で統一されている。

(4) 遇攝でも記した如く、明母字の仮名書き例は、「牡^{ホウ}主^モ」(五25)しかないため、模韻化した確例は指摘できない。

尤韻乙類の唇音字は、日本漢音では、虞韻と同形になる。本資料においても、「否^フ・富^フ・覆^フ・負^フ」と、すべて「フ」となっている。

尤韻乙類の唇音字以外は、「㊦ウ」を原則とする。ここでも、齒音二等字に、「騶^{スウ}」の異例がある。長承本『蒙求』においても、本韻齒音二等字には、「ス」の仮名書き例がある。

尤韻甲類・幽韻は、ともに「㊦ウ」で、例外が無い。これは、秦音における両韻の統合を反映した結果である。

(14) 深攝

深攝所屬字は、「㊦ム」「㊦フ」と表記されるのが日本漢音の原則である。ところが、本資料では、韻尾を「ン」で表記する例の方が多い。これは、鎌倉中期の実態を反映するためである。

なお、本資料には、「塾^{ヂツ}セ未ルトキンハ」(七55)の例がある。促音化例であろうか。三卷本『色葉字類抄』前田家本にも「塾^{ヂツ}居^キ」(チツキヨ 籠居詞)「(上七一オ)」の例があり、この字については、鎌倉時代中期において、「チツ」で定着していたものかもしれ

ない。

また、入声字「繫(チフ)」に、「ケイ」と加点した例がある(三265)。声母も合わないため、「繫・繫」などとの誤認であろうと考えられる。

(15) 咸攝

覃韻・談韻・咸韻・銜韻は、「㊦ム」「㊦フ」が日本漢音における原則であり、本資料もその通りである。

ただし、次の異例がある。

覃韻「耽^{タン}シム」(二382)は、声母の箇所でも触れたとおり、「沈・枕・忱」などとの混同であろう。

談韻「鱗^{リン}」(八430・432)は、『廣韻』では、盍韻に所屬するのみであるため、ここに掲げた。しかし、『集韻』では、葉韻にも所屬する。本資料加点者教隆は、その葉韻と認定したものである。二一例存することもあり、単純な誤りとは考えられない。

同じく談韻「盍^カ」(九310)の例は、促音化例である可能性もある。平安初期から訓点本に見られる「トイハ」が「toiəa」のような促音便であったとすると、「toiəa」のような発音も考えられる。

鹽韻乙類・嚴韻は、「㊦ム」「㊦フ」であり、韻尾を「ン」とする例がある以外は、異例がない。

凡韻は、本資料には、唇音字への加点例しか見られない。凡韻唇音字は、「㊦ム」「㊦フ」表記が日本漢音の原則である。これは、日本漢音が中国における輕唇音化を反映して、拗音介母を脱落させたためである。本資料においても、「ハン」「ハフ」で写されており、日本漢音の実態に合う。

鹽韻甲類・添韻の日本漢音形も、「㊦ム」「㊦フ」を原則とする。本資料も、これに合致する。原則に合わない鹽韻甲類「詔」(支又反)「(六354)は、反切による人為音であろう。同じく「願」(五283)は、「馳・黯」などからの類推音であろうか。

(16) 曾攝

登韻開口・合口字は、「㊦ウ」「㊦ク」が日本漢音の原則である。本資料も、この原則に合致する。

ただし、「㊦」が二例見られる(五44・九284)。本資料は反切を用いないが、本資料の二例に対応する『經典釈文』の当該箇所にも、それぞれ「封㊦(沉域反溝也)」「(春秋左氏音義之四 十九ウ4)「溝㊦(呼域反)」「(論語音義 九ウ7)とあり、「キキ」の音注の根拠は明らかでない。

しかし、他資料においても、「田㊦」を(沉域反)」「(書陵部藏『春秋經傳集解』卷第十五134)。「封㊦(沉域反)」「(同上卷第十九44)。「封㊦(沉域反)」「(同上卷第二十一524)。「溝㊦(呼域反)」「(同上卷第二十一524)。「溝㊦(呼域反)」「(建武四年写点『論語』四207)、などと「沉域反」「呼域反」の反切を引用しつつも、「クキキ」以外に「キキ」の音注が見られる。また、「キキ」のみの加點例の方が優勢であり、「キキ」への合點加點例も存することから、「キキ」を「㊦」の日本漢音として認めて良いであろう。

蒸韻乙類字は、「㊦ヨウ」「㊦ヨク」「㊦ヨク」が原則である。ただし、齒音二等字は、「ソク」で統一されている。

蒸韻甲類字も、「㊦ヨウ」「㊦ヨク」「㊦ヨク」を原則とする。

しかし、「徵テウ」(三375・七230・八186・十69)「凌レウ」(八397)「陵レウ」(六69)の例がある。この三字には、本資料中に、「チヨウ」「リヨウ」の加點例が無い。先に触れた鍾韻の「冢テウ」と併せて、音声の反映である可能性も考えられる。

なお、『群書治要』經部では、㊦ウ表記が原則の宵韻・蕭韻字に対する加點例全59例が㊦ウ型表記例であり、㊦ヨウ表記例が存しない。これと同様の実態を示す文献として、楊守敬旧藏本『將門記』平安後期点・『和泉往来』文治二年(一一八六)点が指摘されており、その表記が生じた原因として、「仮名文における拗音表記の体系」の影響が考えられている。

ただし、『群書治要』經部訓点の基盤は、仮名文とは距離があるので、『和泉往来』と同様には考えられないであろう。また、仮名遣いの問題ではなく、音声の反映であると考えられるとしても、右の諸字だけがそのように発音された理由が明確でない。

この点については、類例を集め、さらに考えたい。

三、むすび

以上、中国中古音の体系を基に、長承本『蒙求』字音点と比較しつつ、金沢文庫本『群書治要』の仮名音注から知られる漢音の体系を記述してきた。

本資料は、日本漢音資料として活用されてきているものであり、大枠は、長承本『蒙求』字音点と一致することが、本稿の分析によっても知られた。

しかし、鎌倉中期点であるにも拘わらず、総じて、長承本『蒙

求』よりも整理された音注がなされている、と言える。

また、反切・同音字注によって作り出されたと見られる仮名音注が存する点も、『蒙求』諸本と異なる。

『蒙求』訓点本にも、反切注が付された資料があった。そして、そのうち、道順書写本鎌倉後期点では、その声点加点到、反切・同音字注の影響が存したことが指摘されている。²⁾しかし、『蒙求』字音点においては、仮名音注は、反切・同音字注の影響を受けていない。

同じく、声点の加点のみ韻書に従って、中古音の体系に修正された資料として、高山寺藏孝源版『理趣経』(第36函5号)が挙げられている。これらの加点本に、凶書寮本『類聚名義抄』における声点加点を加味して、「日本漢音というその全体が「字音形は伝承のままに、声調は韻書による支えで」維持されたものであったとも考えなくてはならないであろう。」²⁾とされている。

本資料は、字音形と声調の両面に反切・同音字注の影響が存するという点から、『蒙求』『理趣経』などと比べて、中国中古音に依拠する度合いが高いと言える。

この中国中古音を反映する反切・同音字注の影響の大きさから、日本の漢字音注資料を、次のように分類することが可能である。

1. 字音形・声調とも、影響を受けた資料。
2. 声調のみ影響を受けた資料。
3. 反切・同音字注を引用するものの、字音形・声調に影響が見られない資料。
4. 反切・同音字注を引用しない資料。

右の1〜4の順に、反切・同音字注の影響が小さくなる。逆に言

うと、1は典拠に依るという意味で規範的であり、4は典拠によって確認することなく記憶する音・日常的に使用する音を加点した資料であり、規範力が弱いものである、と考えることができる。

この観点から見れば、本稿で取り上げた『群書治要』鎌倉中期点のような漢籍訓点資料は、1に属し、最も規範的な漢音を記した資料ということになる。

注

- (1) 有坂秀世「唇牙喉音四等に於ける合口性の弱化傾向について」(『音声学協会会報』第六二・六三号(一九四〇年六月)、後、『国語音韻史の研究 増補新版』(一九五七年、三省堂)所収)。
- (2) 佐々木勇「日本漢音における反切・同音字注の仮名音注・声点への反映について——金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点の場合——」(『国語学』第五三卷第三号、二〇〇二年七月)、参照。
- (3) 沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』(一九八二年、武蔵野書院)本論第二章第三節。
- (4) 沼本克明『日本漢字音の歴史的研究』(一九九七年、汲古書院)三四九頁および注では、サ行子音の音価を問題にしている。同韻字「論ユ」と「裕イウ」の揺れを含め、考える必要がある。
- (5) 前注沼本著書、三五〇頁。
- (6) 前注に同じ。
- (7) 注(3)沼本著書、九一〇頁。
- (8) 注(4)沼本著書、三五三頁。
- (9) 前注に同じ。

(10) 注(3) 沼本著書、一一七三頁。

(11) 佐々木勇「日本漢音における止撰合口字音の受容に見られる位相差」

(「國語國文」第七十三卷第七号、二〇〇四年七月)、参照。

(12) 元韻合口において、唇音字のみ中心母音がaで写されるのは、秦音における軽唇音化に伴う拗介音の脱落のため、と解されている。注(4) 沼本著書、三五三頁、参照。

(13) 阿部隆一「古文孝経旧鈔本の研究(資料篇)」(「斯道文庫論集」第六輯、一九六八年三月)、参照。

(14) あるいは、「宵・硝・道・霽」などからの類推で、「セウ」と判断した。その「ウをフとした」ということも考えられる。ただし、本資料内に、唇内入声以外の韻尾をフとした類例を指摘できない。

(15) 有坂秀世「帽子」等の仮名遣いについて」(「文学」一九四二年七月号、後、「国語音韻史の研究 増補新版」に所収。)、参照。

(16) 沼本克明「高山寺本古往来の音韻」(『高山寺資料叢書 第二冊』(一九七二年、東京大学出版会)所収)七一五頁、参照。

(17) 注(4) 沼本著書第三部第二章。

(18) 築島裕『平安時代語新論』(一九六九年、東京大学出版会)三八〇頁。

(19) 注(3) 沼本著書、一一〇七・一一一五頁。

(20) 中国中古音における蒸韻唇音字の主母音が前舌であったとする説(平山久雄「切韻における蒸職韻と之韻の音価」(『東洋学報』49:1)と)も何らかの関係が存するかも知れない。しかし、本資料で問題となる例は、唇音字ではない。

(21) 沼本克明「読誦漢音に於ける学習音の介入——蒙求字音点の場合——」(『鎌倉時代語研究』第十輯)。後、改稿して、注(4) 沼本著書に所収。

(22) 前注沼本論文。